

令和5年8月1日（火）  
労働政策課長 糸賀 正美  
TEL:029-301-3635（内線 3630）

### 茨城県最低賃金改正に関する要請結果について

茨城労働局長及び茨城地方最低賃金審議会会長に対し、大竹産業戦略部長から別紙のとおり、要請書を提出し、本県の経済実態の反映や、近隣県との格差是正に向けた積極的な最低賃金の引上げが行われるよう要請をいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1 日 時

- ①令和5年7月31日（月）14:00
- ②令和5年8月1日（火）13:00

2 場 所

- ①茨城労働局4階 局長室（水戸市宮町1-8-31）
- ②茨城県庁16階 産業戦略部長室（水戸市笠原町978-6）

3 要 請 先

- ①茨城労働局長 澤口 浩司 氏
- ②茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 氏

4 要 請 者

大竹産業戦略部長

5 要請内容

別紙のとおり

#### 【要請内容】

○大竹産業戦略部長

「本県の最低賃金は、経済実態が正確に反映されているとはいえ、経済指標は全国9位である一方、最低賃金の額は15位と乖離が生じている。今後、地方最低賃金審議会において本格的な審議が始まるが、本県の経済実態を反映、近隣県との格差是正に向け、目安額を大きく上回る積極的な引上げをお願いしたい。」

#### 【要請先のコメント】

○茨城労働局長

「最低賃金引上げについては、労使双方、理解していることと思う。引上げ額は、地方最低賃金審議会において公労使で議論していただく。」

○茨城地方最低賃金審議会会長

「県の要望の趣旨は理解している。今後、審議会で審議していく。」

## 本県最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要であります。

しかしながら、本県の最低賃金は、経済実態が正確に反映されているとはいえ、2023年4月に見直しされた本県の経済指標は全国9位である一方、最低賃金の額は15位と乖離が生じております。

また、栃木県など他県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では本年6月、厚生労働省副大臣並びに経済産業省大臣政務官に対し、最低賃金の引上げと引上げによる影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援強化について強く要請を行うとともに、7月、厚生労働大臣に対し、最低賃金は地方において地域の経済実態を踏まえて判断すべきである旨をご説明し、ご賛同いただいたところであります。

最低賃金は、シングルマザーなど弱い立場の女性就労者の生活や少子化対策、さらには地方への人口移動を促すための対策にも関わる非常に重要な問題であることから、積極的に賃金水準の底上げを図る必要があります。

つきましては、最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、中央最低賃金審議会が提示した目安額を大きく上回る積極的な引上げが行われますようお願いいたします。

あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、業務改善助成金など各種支援措置の実施及び積極的な周知について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。

労働局長  
宛てのみ  
記載

①2023年7月31日

②2023年8月1日

①茨城労働局長 澤口 浩司 殿

②茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

各通

茨城県知事 大井川 和彦

## 要請書手渡しの様子

○要請先：茨城労働局長



○要請先：茨城地方最低賃金審議会会長



令和4年度地域別最低賃金額一覧

(参考資料)

順	都道府県名	ラン ク	最低賃金時間額【円】	参考	
				R5ランク分け 総合指数	順位
1	東 京	A	1,072 (1,041)	100.0	1
2	神 奈 川	A	1,071 (1,040)	89.2	2
3	大 阪	A	1,023 (992)	86.6	3
4	埼 玉	A	987 (956)	81.7	7
5	愛 知	A	986 (955)	86.4	4
6	千 葉	A	984 (953)	83.7	5
7	京 都	B	968 (937)	81.2	8
<b>全国加重平均</b>			<b>961 (930)</b>		
8	兵 庫	B	960 (928)	82.1	6
9	静 岡	B	944 (913)	80.5	10
10	三 重	B	933 (902)	78.6	17
11	広 島	B	930 (899)	80.3	12
12	滋 賀	B	927 (896)	80.2	13
13	北 海 道	B	920 (889)	76.8	26
14	栃 木	B	913 (882)	79.6	14
15	<b>茨 城</b>	B	<b>911 (879)</b>	80.7	9
16	岐 阜	B	910 (880)	76.1	28
17	富 山	B	908 (877)	80.5	10
17	長 野	B	908 (877)	76.8	26
19	福 岡	B	900 (870)	78.4	19
20	山 梨	B	898 (866)	78.6	17
21	奈 良	B	896 (866)	76.9	24
22	群 馬	B	895 (865)	79.4	15
23	岡 山	B	892 (862)	77.4	22
24	石 川	B	891 (861)	78.4	19
25	新 潟	B	890 (859)	74.3	31
26	和 歌 山	B	889 (859)	74.0	32
27	福 井	B	888 (858)	77.3	23
27	山 口	B	888 (857)	76.9	24
29	宮 城	B	883 (853)	78.9	16
30	香 川	B	878 (848)	78.1	21
31	福 島	B	858 (828)	74.6	30
32	島 根	B	857 (824)	73.0	34
33	徳 島	B	855 (824)	75.4	29
34	山 形	C	854 (822)	72.0	37
34	大 分	C	854 (822)	72.4	35
34	岩 手	C	854 (821)	71.4	40
34	鳥 取	C	854 (821)	71.0	42
38	青 森	C	853 (822)	69.0	46
38	秋 田	C	853 (822)	69.7	43
38	愛 媛	B	853 (821)	73.4	33
38	宮 崎	C	853 (821)	69.2	45
38	長 崎	C	853 (821)	71.5	39
38	熊 本	C	853 (821)	72.2	36
38	鹿 児 島	C	853 (821)	69.6	44
38	佐 賀	C	853 (821)	71.6	38
38	沖 縄	C	853 (820)	68.5	47
38	高 知	C	853 (820)	71.1	41

※ ( )は令和3年度地域別最低賃金額

※ 加重平均:企業の賃上げ額を賃上げの影響を受ける常用労働者数を計算に反映させ、一人当たりの平均値を算出する方法